

「西宮市景観計画」改定素案

について市民の皆さまからのご意見を募集します!

募集期間 令和3年 7/10 (土) ~ 8/10

「西宮市景観計画」は、本市の景観マスタープランである「西宮市都市景観形成基本計画」で示された目指す景観像等を実現するために、景観法及び西宮市都市景観条例で規定された届出等の各種制度の運用に必要な事項を定めた計画となります。

今回、「西宮市都市景観形成基本計画」を、社会状況の変化や新しい視点を取り入れて改定することになりましたので、「西宮市景観計画」においても、当該改定内容を踏まえて、改定を行います。

パブリックコメントとは
市の重要な計画等を立案する際に、情報を公表し、市民の皆様から意見を募集する制度です。

どうすれば景観が
もっとよくなるか
みんなで考えよう!



西宮市キャラクター みやたん

問合せ先

〒662-8567

西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市役所 政策局 都市計画部 都市デザイン課

Tel : 0798-35-3526

Fax : 0798-34-6638

「西宮市景観計画改定（素案）」にかかる 意見提出手続（パブリックコメント）の実施について

西宮市はこのたび、「西宮市景観計画改定（素案）」を取りまとめましたので、この素案に対する皆さんからの意見を募集します。

「西宮市景観計画」は、本市の景観マスタープランである「西宮市都市景観形成基本計画」で示された目指す景観像等を実現するために、景観法及び西宮市都市景観条例で規定された届出等の各種制度の運用に必要な事項を定めた計画となります。

今回、「西宮市都市景観形成基本計画」を、社会状況の変化や新しい視点を取り入れて改定することになりましたので、「西宮市景観計画」においても、当該改定内容を踏まえて、改定を行います。


意見募集要領

1 意見募集期間

令和3年（2021年）7月10日（土）
～ 令和3年（2021年）8月10日（火） ※ 郵送の場合は消印有効

2 意見の提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。（②は各コードから該当ページにアクセス可。）

①	書面	意見書（様式自由）に、氏名、住所、年齢、職業、連絡先（電話番号等）、その他必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。 【 郵 送 】 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市都市デザイン課あて 【 F A X 】 0798-34-6638 【 窓口提出 】 西宮市役所南館3階 都市デザイン課 (受付：9時～17時30分 土・日・祝を除く)
②	インターネット	市ホームページ（ホームページ画面上部の検索ボックスにページ番号「26997008」を入力）又は右のコードから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を入力のうえ送信してください。 

※障害等の理由により、これらの方法による提出が難しい場合はお問い合わせください。

（裏面に続く）

3 意見提出ができる人（団体）

意見提出ができる人（団体）	意見書への記入必須事項
西宮市民	氏名、住所
市内在勤者・市内在学者	氏名、住所、勤務先(学校)の名称、勤務先(学校)の所在地
市内で活動している(事業を営んでいる)個人又は団体	【個人】氏名、住所、市内での活動(事業)内容及び場所 【団体】団体名、所在地、市内での活動(事業)内容及び場所

※「意見提出ができる人（団体）」のいずれにも該当しない方は意見を提出することができません。
また、記入必須事項に記入漏れがある場合は、意見として取り入れることができませんのでご注意ください。

4 その他

- ・お寄せいただいた意見（要約した内容）は、氏名等の個人情報を除き、市の見解とともに後日公表します。ただし、素案と関係のない内容及び個人や団体への誹謗中傷など市が不適切と判断する内容については、その意見の全部又は一部を公表しない場合があります。
- ・電話での意見の受付や意見に対する個別の回答はできません。
- ・素案本編は、市のホームページでも閲覧していただくことができます。

問い合わせ先：西宮市都市デザイン課 TEL 0798-35-3526

意見提出手続（パブリックコメント）とは

市が重要な計画などを立案する際に、情報を公表して市民の皆様から意見を募集し、その意見を計画などに反映させる制度のことを言います。

市の計画などに対する賛否を問うものではなく、市が市民の皆様に対する説明責任を果たし、より公正で透明性のある市政を目指すとともに、市民の皆様の市政への参画を促進するための制度です。

西宮市景観計画改定（素案）概要版

景観計画とは

「西宮市景観計画」は、本市の景観マスタープランである「西宮市都市景観形成基本計画」で示された目指す景観像等を実現するために、景観法及び西宮市都市景観条例で規定された届出等の各種制度の運用に必要な事項を定めた計画となります。

今回、「西宮市都市景観形成基本計画」を、社会状況の変化や新しい視点を取り入れて改定することになりましたので、「西宮市景観計画」においても、当該改定内容を踏まえて、改定を行います。

景観計画は基本計画で示した目標等をかなえるためにあるんだね



景観計画の構成

景観計画の構成は以下のとおりです。また、主に改定を行ったのは3点となります。この概要版では、主な改定点を中心に解説します。



主な改定 1 建築物の景観形成基準と景観形成指針の見直し

1-1 景観形成基準

(1) 景観形成基準の区分

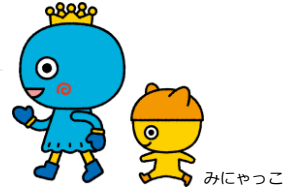
景観計画区域を、都市計画法の規定に定める区域区分および用途地域により区分した区域ごとに景観形成基準を定めています。

イ区域：市街化調整区域・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域

ロ区域：第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域

ハ区域：近隣商業地域・商業地域

基準は具体的な数値が決められているんだね



(2) 景観形成基準で定める項目

景観形成基準を定めている項目は以下の3項目です。このうち「形態」、「色彩」の変更を行いました。

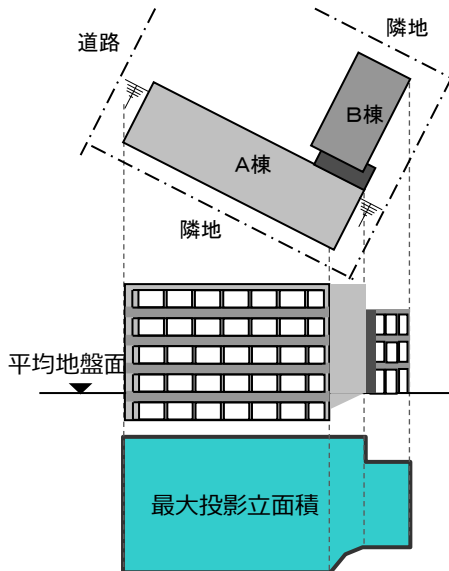
- | | | |
|-----|-----------------------------|------|
| ①形態 | 壁面の大きさに関する制限。「最大投影立面積」により規制 | 変更あり |
| ②色彩 | 外観の色彩に関する制限。「マンセル表色系」により規制 | 変更あり |
| ③緑化 | 道路際の緑化に関する制限。「間口緑視率」により規制 | 変更なし |

それぞれの項目で定める内容は、以下の通りです。

①形態

最大投影立面積とは

一体の建築物の鉛直投影面積が最大となる方位から見た場合の立面積。



制限値

壁面の最大投影立面積は次の数値以下とする。

区域	イ	ロ	ハ
最大投影立面積 (m ²)	1,500	2,500	—

【改定ポイント】

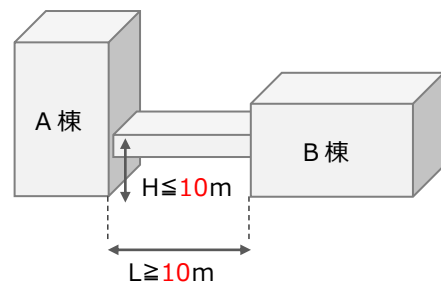
壁面の最大投影立面積を算定する際の別棟の定義を変更

〈現行計画〉

複数の建物が、地上からの高さ8m以下の渡り廊下などで結ばれている場合で、かつ棟の間隔が5m以上ある場合は別棟とみなします。

〈改定計画〉

複数の建物が、地上からの高さ10m以下の渡り廊下などで結ばれている場合で、かつ棟の間隔が10m以上ある場合は別棟とみなします。



A棟とB棟を別棟とみなして算定

②色彩

【改定ポイント】

- ① 明度の上限値の変更
- ② 基準値外色の使用可能上限の変更
- ③ 屋根に対する取扱いを追加
- ④ 無彩色の取扱いを追加

現行計画	改定案																								
<p>・外壁、屋根など外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。（無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス等を使用する部分および各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区域</th> <th style="width: 25%;">イ</th> <th style="width: 25%;">ロ</th> <th style="width: 25%;">ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td>4以上8.5以下</td> <td>4以上9以下</td> <td>3以上9以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="3">R系、YR系、Y系（0～5.0Y）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・都市景観形成建築物の敷地などにおける行為で、保全計画に適合するものについては、上記の基準によらないものとするができる。</p>	区域	イ	ロ	ハ	明度	4以上8.5以下	4以上9以下	3以上9以下	彩度	R系、YR系、Y系（0～5.0Y）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下			<p>●外壁などの外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。ただし、以下の部分についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・^②イ、ロ区域は各壁面の見付面積の20分の1以下の部分、ハ区域は各壁面の見付面積の10分の1以下の部分 ・自然素材等、別途市長が定めるものを使用する部分 ・^③屋根において明度が基準の下限値を下回る材料を使用する部分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区域</th> <th style="width: 25%;">イ</th> <th style="width: 25%;">ロ</th> <th style="width: 25%;">ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>^①明度</td> <td>4以上8以下</td> <td>4以上8.5以下</td> <td>3以上8.5以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="3">R系、YR系、Y系（0～5.0Y）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>●^④イ、ロ区域において、表のうちの無彩色は各壁面の見付面積の10分の3までしか使用できない。</p> <p>●以下のものについては、本基準を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観形成建築物の保全計画に適合するもの ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの 	区域	イ	ロ	ハ	^① 明度	4以上8以下	4以上8.5以下	3以上8.5以下	彩度	R系、YR系、Y系（0～5.0Y）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下		
区域	イ	ロ	ハ																						
明度	4以上8.5以下	4以上9以下	3以上9以下																						
彩度	R系、YR系、Y系（0～5.0Y）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下																								
区域	イ	ロ	ハ																						
^① 明度	4以上8以下	4以上8.5以下	3以上8.5以下																						
彩度	R系、YR系、Y系（0～5.0Y）の色相：4以下 上記以外の色相：2以下																								

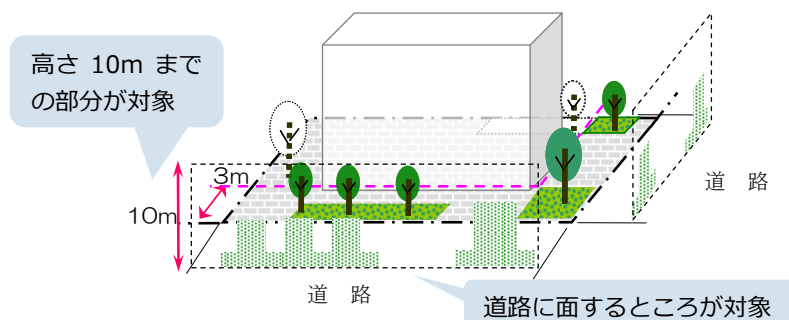
マンセル表色系とは

色を定量的に表す体系のひとつ。色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の3つの属性により、記号や数値で色を表したものだ。

③緑化

間口緑視率とは

境界領域における、道路から見える植栽の量を示したものだ。敷地の道路に面する部分（敷地間口）の、地上から高さ10mまでの部分の立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合。



制限値

敷地の道路に面する部分の間口緑視率は、次の数値基準とする。

区域	イ	ロ	ハ
間口緑視率 (%)	10	10	5

間口緑視率 (%)

$$= \frac{A1 \text{ (立面換算面積)}}{A2 \text{ (緑化対象立面積)}} \times 100$$

今回、基準の変更なし

1-2 景観形成指針

(1) 景観形成指針の区分

景観ゾーン・景観エリア別に景観形成指針を定めています。

場所にあった具体的な
ルールがつくられたよ！

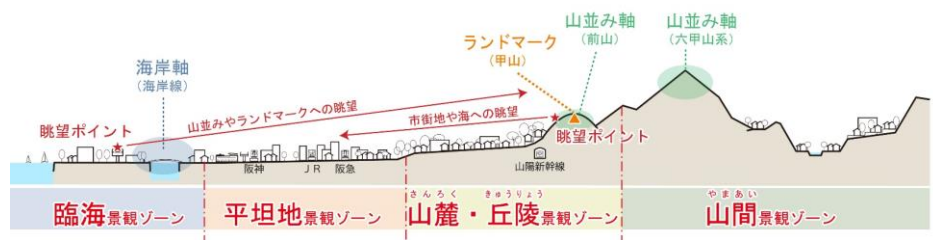


【改定ポイント】

- これまで市域全域で一律であった景観形成指針を、よりきめ細かい特性に応じた景観誘導ができるよう、景観ゾーン・景観エリア別に設定

○ 景観ゾーン

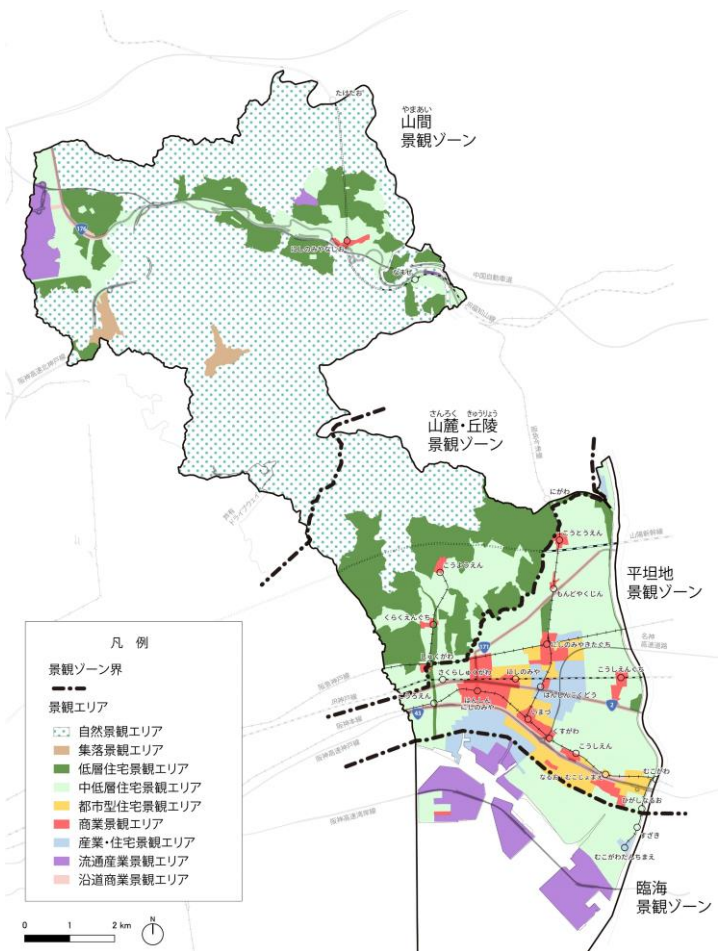
- 西宮市の山から海へと至る地形的な特徴を感じられる景観を創り出すために設定



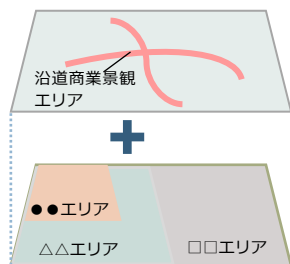
○ 景観エリア

- 土地利用等に応じた景観への適切な配慮を促すために設定

	エリア名	概要
ベースとなるエリア	自然景観エリア	山林・樹林などの自然緑地による自然景観を主とする区域
	集落景観エリア	古くからの農村集落の佇まいを残す景観を主とする区域
	低層住宅景観エリア	住宅地のうち、低層住宅による住宅景観を主とする区域
	中低層住宅景観エリア	住宅地のうち、中低層住宅による住宅景観を主とする区域
	都市型住宅景観エリア	駅及び商業地周辺に広がる中低層住宅景観を主とする区域
	商業景観エリア	駅周辺などの都市・地域の中心となる商業業務景観を主とする区域
	産業・住宅景観エリア	産業施設と住宅が共存する景観を主とする区域
	流通産業景観エリア	産業団地等の流通産業施設による景観を主とする区域
上乗せ	沿道商業景観エリア	国道沿道の商業業務景観を主とする区域



国道 176 号、171 号、43 号、2 号に面する敷地は、ベースとなるエリアの景観形成指針と併せて、沿道商業景観エリアの景観形成指針も守るよう努めてください。



(2) 景観ゾーン・景観エリア別の景観形成指針の例

西宮市都市景観形成基本計画で示す各エリアの景観形成の基本的な方向性の内容を踏まえ、建築行為等の際に具体的にどのような配慮が必要となるのかを指針として定めています。以下に景観形成指針の例を示します。

基本計画における景観形成の基本的な方向性

景観計画における景観形成指針（抜粋）

各景観形成指針がどのゾーンに適用されるか記載しています

中低層住宅景観エリア

うるおいと多様な暮らしが調和する住宅景観の形成



項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓丘陵地	平地	臨海
立地特性	・六甲山系の山並みを背景とする斜面地では、平地地から見上げる眺めの対象であることを意識した計画とする。		○		
形態配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にするなど、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○	○		
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○	○	○
色彩	・外壁、屋根など外観の色彩は、暖色で中強度、低彩度を基本とし、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、山並みや周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○		
緑化	・斜面地では、平地地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。		○		
夜間景観	・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○	○	○

配慮すべき視点ごとに指針を記載しています

エリアの特性に応じた景観形成指針を定めています

商業景観エリア

地域の顔として賑わいと品格を感じる商業景観の形成



項目	景観形成指針	適用するゾーン			
		山間	山麓丘陵地	平地	臨海
立地特性	・過剰な演出を避け、魅力と質の向上に努めることを念頭に、地域の顔にふさわしい、賑わいと品格の感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○	○	○
形態配置	・商業施設などでは、低層部の壁面を道路からセットバックし、歩道との一体的な利用に供することで、まちなみの快適性と賑わいの創出に寄与させる。	○	○	○	○
意匠全般	・商業施設などでは、低層部で賑わいを演出し、中高層部は風格や落ち着きのある意匠とする。	○	○	○	○
色彩	・外壁、屋根など外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑が映えるものとする。			○	○
緑化	・道路境界部などの公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみに彩りを創出する。	○	○	○	○
夜間景観	・商業地にあつては、低層部は快適な賑わいを、中高層部では落ち着きを意識した夜間景観を形成する。	○	○	○	○



沿道商業景観エリアに該当する場合は、ベースとなるエリアの指針と合わせて、沿道商業景観エリアの指針にも対応

沿道商業景観エリア

賑わいの中にも、秩序を感じることができ快適な沿道景観の形成



項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	平地
立地特性	・路線ごとの役割や景観特性を踏まえ、沿道としての統一感や連続性への配慮を念頭に、賑わいの中にも秩序を感じることができまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○
形態配置	・壁面線やスカイライン等の水平方向の連続性にも配慮する。	○	○
外構計画	・商業施設などが通り沿いに立ち並ぶ区域は、賑わいを分断しないよう、道路際の囲いは極力設けない。	○	○

主な改定 2 工作物の景観形成基準と景観形成指針の見直し

【改定ポイント】

- これまで全ての工作物に対し、一律であった景観形成基準・景観形成指針を、その特性に応じた景観誘導ができるよう、次の分類ごとに設定

2-1 工作物の分類について

工作物の特性に応じて、以下の4種類に分類しました。

1. 塔状工作物

◆特徴

塔状に高さが高くなるもの

◆工作物の種類

高架水槽、煙突、装飾塔、記念塔、電波塔、アンテナ、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、昇降機、発電用風力設備など



2. 箱型工作物

◆特徴

建築物と同様で箱型の形態を持ち、ボリュームが大きくなるもの

◆工作物の種類

自動車車庫、プラント、石油貯蔵施設 など



3. 壁型工作物

◆特徴

壁型に連なり、壁面が長大になるもの

◆工作物の種類

擁壁、垣、さく、門、塀 など



4. 高架道路、橋りょう等

◆特徴

線状に広く伸び、脚や桁が大きくなるもの

◆工作物の種類

高架道路、橋りょう など



かたちや大きさによって見え方も変わるね



2-2 景観形成基準および景観形成指針（誘導基準）

○ 景観形成指針

（抜粋）

- ・種別に応じた見え方の配慮方法を記載

種別	景観形成指針
塔状工作物	・高い位置に設置し見上げる対象となる場合は、低明度の色彩を使用しないなど、空などの背景と調和し、軽い印象を与えるよう工夫する。
箱型工作物	・作業場や集積場等の煩雑な印象を与える空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽などによる修景を図る。
壁型工作物	・長大な壁面状にならないよう配慮し、圧迫感を低減するために、緑化や分節などの工夫をする。
高架道路等 橋りょう等	・桁や橋脚をスリムに見せることで圧迫感や威圧感を緩和するなど、まちなみのスケールとのバランスに配慮する。

○ 景観形成基準

- ・建築物の基準を踏まえながら、より周辺に溶け込ませ、目立たなくするための色彩基準

種別	景観形成基準（色彩）
塔状工作物	・以下の色彩の近似色の内、最も周囲と調和する色彩とする。（コンクリート素地の部分、又は自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く） ダークブラウン（10YR2/1） ライトベージュ（2.5Y8/1） グレーベージュ（10YR6/1）
箱型工作物	・建築物の色彩基準に準じる。
壁型工作物	・擁壁は基本的に素地とするが、着色等する場合は、色相（5YR～5Y）、明度（6～8.5）、彩度（0～1）とする。（N系は除く）
高架道路等 橋りょう等	・明度（2～8.5）、彩度（1以下）とする。（各面の見付面積の1/20以下の部分、又は自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く）

主な改定 3 景観形成推進地区の新設

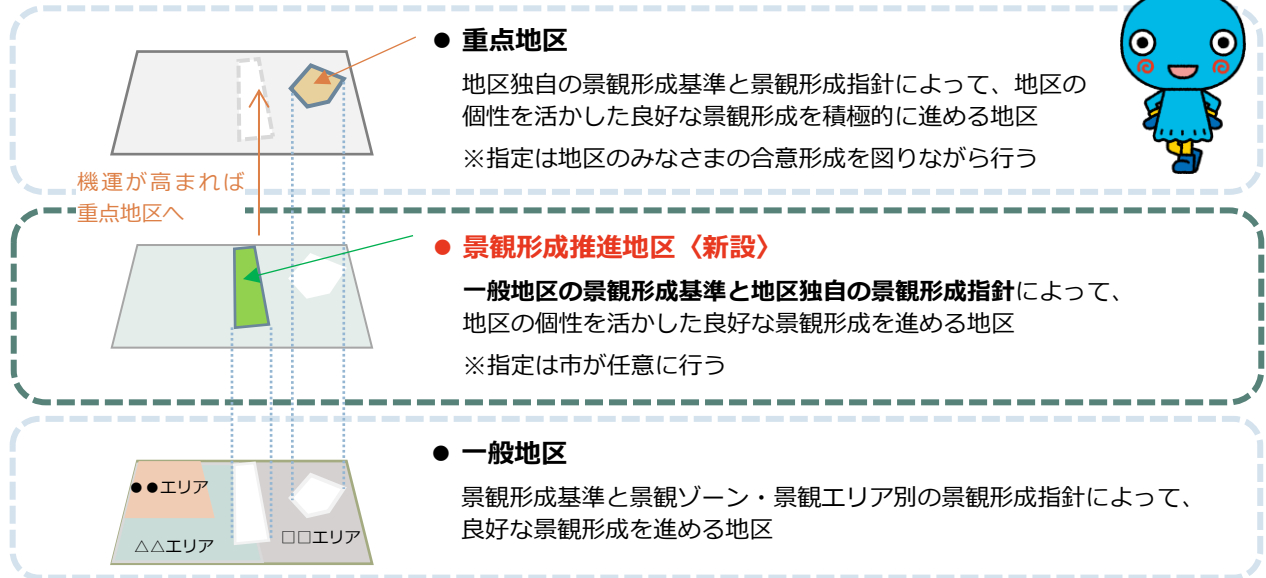
【改定ポイント】

- 景観上重要な地区のひとつとして「景観形成推進地区」を新設

近くに守りたい景観はないかな？



3-1 地区区分の関係性



3-2 夙川周辺地区景観形成推進地区の指定について

○景観形成の基本指針（テーマ）

- ① 市内を代表する景観要素である夙川の緑豊かで趣のある河川景観の保全を図ります。
- ② 河川敷の松や桜の並木などの緑と調和し一体となった、落ち着いたうるおいのある住宅地景観の形成を図ります。
- ③ 夙川を軸とした甲山などへと至る眺望景観の保全を図ります。



○景観形成指針（抜粋）

項目	景観形成指針
立地特性	・橋上の視点場から夙川を軸とし甲山などに至る美しい眺望景観の保全・向上に配慮した計画とする。
まちなみとの調和	・夙川沿川などの自然環境や周辺建築物との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。
配置・形態	・夙川に接する敷地では、河川敷及びその周辺の空間的広がりにも配慮し、壁面を極力セットバックさせた配置とする。
意匠全般	・外観には、自然素材や質感のあるもの（表面の凹凸や味わいのある色ムラなどにより単調とならないもの）を積極的に使用し、深みを持たせた外観の表情づくりに努めること。
色彩	・外壁、屋根などの外観の色彩は、Y,Y R系の色相を基調とした配色を心がけ、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、夙川や山並みの緑と調和する落ち着いたものとする。
緑化	・夙川に面する部分や道路境界部などの公的空間に面する部分を効果的に緑化し、河川敷の緑と一体となつたうるおいのある空間を創出する。

みんなに愛される夙川を守るために指定されるんだね

